

「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例(素案)」について、パブリックコメント 手続を実施する件の概要

1 条例制定の背景と趣旨

本市では、平成19年に「南相馬市自治基本条例」を制定し、「市民一人ひとりの人権が尊重され、平和で安心な社会形成と住民相互が学び、文化に触れあうことができる、市民主体のまちづくり」を実践してきました。

こうした中、平成23年3月に発生した東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故（以下「原発事故」という。）が発生し、多くの尊い命が失われ、また、多数の市民が市外への避難を強いられました。この間、市や市民に対し、全国から温かい支援が寄せられた一方、未だに原発事故の被害者がいわれのない偏見や差別を受け、近年においては、新型コロナウイルス感染症をはじめとする疾病を理由とした偏見、LGBTQ等の性的マイノリティへの人権侵害等が課題となっています。

また、人権に関する、高齢者、障がい者、男女共同参画、子どもなど各分野において、それぞれの人権問題の解消に向けた取組が進められておりますが、本市では、人権尊重の推進等を包含した条例がなかったことから、令和3年10月に「南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会（以下「検討会」という。）」を設置し、人権条例制定の必要性について、検討を重ねてきました。

そして、令和4年1月に実施した人権に関する市民意識実態調査では、「人権が尊重されていると感じるか」の設問に対し、「そう思う」との回答が2割程度であったことなどから、「更なる市の取組や関連計画の情報提供が必要である」と判断したところで

す。さらに、本検討会の中間報告では、「人権尊重の意識啓発や醸成を行うには人権条例の制定を行う必要がある。」との意見や、令和4年12月に実施した高校生との意見交換会では、「市の決まり事として、人権尊重を条例で示したほうが良い。」との意見があったところです。

加えて、本市では、東日本大震災以降、近隣自治体からの避難者、復旧・復興事業者、移住者など、多くの方々が本市において暮らしており、本市に関わる全ての方々とともに、復興の歩みを進めていく必要があります。

このことから、日本国憲法の定める基本的人権の尊重をまちづくりの基本とすることを認識するとともに、「南相馬市第三次総合計画に掲げる「100年のまちづくり」を進めるため、市民一人ひとりが不当な差別や人権侵害を認めないという意識を持ち、個々の価値観や多様性などを理解しながら、「ともによりそい、こころをはぐくみ、家族や友人、地域の全ての人とともに、夢や希望を持って生き生きと暮らせる社会の実現」

を目的として、本条例の制定に至ったところです。

2 条例の特色

全世代の市民が共通の意識を持つための基本事項として、具体的に大切にしていけることを「人権尊重に大切なキーワード」として示しました。
～住みやすい南相馬市にするために、お互いに思いやる心をはぐくむために～
○思いやる ○認め合う ○はぐくむ



将来、人権に関する問題の広がりや複雑化などにも対応できるような市民の人権意識の土壌と基盤づくりを早い段階から取り組んでいく。

3 条例（素案）の概要

（1）条例の名称

・「ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例」

（2）条例の主な内容

①条例

- ・「前文」において、条例を制定する趣旨を明確にするため、制定の背景や目指すべきもの、実現に向けての決意を定めています。
- ・「第1条」で、条例の基本とする考え方と目的を定めています。
- ・「第3条」において、基本的人権が尊重され、不当な差別や人権侵害を認めない社会の実現を進めるための『基本理念』について定めています。
- ・「第4条」から第6条では、市、市民、事業者等の責務について、条例「第7条」から「第10条」には、推進にあたっての人権教育、啓発、及び相談・支援体制について定めています。
- ・「第11条」に、市が取り組む基本的な方向性を示す基本方針を制定することを定めています。

（3）条例（素案）

資料1-3 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）

資料1-4 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案） 【条文解説】

4 条例の体系図

資料1-5 ともによりそい・はぐくむ南相馬市人権条例（素案）体系

5 条例（素案）作成の体制

(1) 南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の設置

①組織

- ・関係団体からの推薦委員 15名
- ・公募委員 2名

②会議の開催状況

回数	開催日	内容
第1回	R3. 10. 29(金)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の概要について (2)市民意識実態調査の実施について (3)今後のスケジュールについて
第2回	R4. 1 月 (書面開催)	(1)南相馬市人権への取組み状況について (2)人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修について (3)人権に関する市民意識実態調査について(報告)
第3回	R4. 3. 25 (金)	(1)人権意識実態調査結果と報告書(案)について (2)人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修(案)について
第4回	R4. 5. 25 (水)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会の報告書(案)について (2)〔仮称〕南相馬市人権尊重まちづくり条例「基本方針骨子(案)について (3)人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修について
第5回	R4. 7. 26 (火)	(1)人権尊重まちづくり検討委員会先進地視察研修報告 (2)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)
第6回	R4. 8. 24 (火)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)について
第7回	R4. 9. 27 (火)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(案)について (2)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会スケジュールに予定(修正)
第8回	R4. 10. 27 (木)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(中間報告)の決定について (2)〔仮称〕南相馬市人権尊重まちづくり条例(素案)について
第9回	R4. 11. 25 (金)	(1)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会報告書(中間報告)について (2)〔仮称〕南相馬市ともによりそい・はぐくむ条例(案)について
第10回	R4. 12. 26 (月)	(1)南相馬市の人権に関する条例の制定について
第11回	R5. 1. 16(月)	(1)南相馬市の人権に関する条例の制定について (2)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書について
第12回	R5. 2. 24(金)	(1)南相馬市の人権に関する条例の制定について (2)南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会最終報告書について

③個別聞き取りの実施

人権尊重まちづくり検討委員より「人権分野ごとの現状・課題」の聞き取りを実施

開催日	内容	参加人数
R4. 6. 23 (木)	労働者・外国人	委員 2名
R4. 6. 23 (木)	医療・福祉 (コロナ含)	委員 2名
R4. 6. 24 (金)	子ども・女性	委員 6名
R4. 6. 30 (金)	犯罪被害者・SNS・性的マイノリティ・東日本大震災等の被害者	委員 3名

④南相馬市人権尊重まちづくり検討委員会中間報告書・・・ホームページ掲載

(2) 高校生との意見交換会の開催

①意見交換会

開催日	内容	参加人数
R4. 12. 20 (火)	(1) 人権とは (2) 人権尊重を浸透させるためにはどうしたらよいか (3) めざすべき未来の人権 等	市内高校生 3名 検討委員 2名

〈高校生からの意見〉

- ・人権尊重の条例を作って、市の決まりとしたほうが良い。
- ・人権というと、ジェンダーレスを思いつく人が多いのではと思うが、自分は自分、人は人と認められるイメージを付け、お互いを認め合うという社会になってくれれば良いと思う。

(3) 南相馬市人権に関する市民意識実態調査

① 調査の目的

南相馬市の人権に関する意識・実態等を把握し、人権が尊重されるまちづくりの推進と人権尊重に関する条例の制定に向けて、市民の意見を調査し、基礎資料とすることを目的として実施。

② 調査対象者

- ・対象者 : 18歳以上の市民 3,000人
- ・調査期間 : 令和4年1月24日～令和4年2月16日

③ 調査方法 : 郵送配布・郵送回収

- ・回収結果
配布数 : 3,000件
回答数 : 1,353件
回答率 : 45.1%

④南相馬市人権に関する市民意識実態調査結果報告書 . . . ホームページ掲載

〈市民意識実態調査結果の分析〉

- ・調査結果では、一人ひとりの人権が尊重されていると感じるかについて、「思う」が全体の約2割となっており、市民が人権の保障を十分に得られていると感じていない現状にあると考察されます。
- ・人権尊重のまちづくりに対する市民の理解を深めるため、必要な取り組みについては、「社会的に弱い立場にある人に対する支援、救済策の充実」が最も高く、次いで「人権侵害を受けた人を救済する制度の充実」となっています。
- ・市民への理解を深めてもらうために、市の取り組みや関連計画等について情報提供を充実していくとともに、人権侵害を受けた人や社会的に立場が弱い人への支援体制の充実が求められています。また、今後の人権啓発の進め方については、教育機関を通して早い段階からの人権教育の推進や市の情報媒体を活用した啓発が求められています。

6 他自治体の人権関係条例の策定状況

《県内》

- ・白河市 . . . 白河市思いやり条例（令和2年10月7日）
- ・広野町 . . . 広野町人にやさしいまちづくり条例（令和2年12月9日）
- ・相馬市 . . . 相馬市感染症等に関する思いやり条例（令和3年3月5日）

《県外》

- ・東京都国立市 . . . 国立市人権を尊重し多様性を認め合う平和なまちづくり条例
- ・東京都狛江市 . . . 人権を尊重しみんなが生きやすい狛江をつくる基本条例
- ・和歌山県田辺市 . . . 田辺市人権尊重のまちづくり条例 等